

令和3年1月14日

保護者 様

向日市教育委員会
向日市立勝山中学校

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた向日市立小中学校における対応について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨日（令和3年1月13日）、新型コロナウイルス感染症に係る政府対策本部が開催され、京都府が緊急事態宣言の対象区域に追加されました。

これまでの向日市立小中学校における新型コロナウイルスの感染状況は、そのすべてが家庭内での感染であり、学校内での感染拡大がないことを考慮し、児童生徒の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言期間中であっても臨時休業は実施せず、さらなる感染症対策を徹底の上、学校教育活動を継続いたします。

各学校におきましては、児童生徒の登校時の健康観察を徹底し、また、学校生活において3密を避けるとともに、手洗いや咳エチケット（マスクの着用）等について、その趣旨を含め、繰り返し指導してまいります。

つきましては、ご家庭におかれましても、改めて感染症に係る警戒の度合いを高めていただき、手洗いや室内の換気、不要不急の外出の自粛（特に20時以降）等、家庭内での感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言期間中の対応については、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言の期間

「令和3年1月14日（木）から同年2月7日（日）まで」

2 緊急事態宣言期間中の対応

(1) 登校の判断等について

ご家庭において、引き続き登校前の検温とカードへの記入についてお願いするとともに、児童生徒に体調不良等の症状が見られる場合は、登校を控えてください。また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合につきましても、登校を控えてください（欠席ではなく、出席停止の取扱いとします）。

なお、児童生徒本人又は同居のご家族の感染等が判明した場合（濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検する場合を含む）は、引き続き速やかに学校（学校業務時間外や休日の場合は市役所）に連絡してください。

※市役所代表番号 075-931-1111（冒頭にオートメッセージが流れますので、しばらくお待ちください。）

(2) 学習活動について

以下の学習活動について、一時的に停止します。

- ① 音楽：室内で児童生徒が行う合唱や、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏
- ② 保健体育：柔道など、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

③ 家庭：児童生徒が行う調理実習

なお、体育全般において、屋内で実施する場合は呼気が激しくなるような運動は避け、教員の説明を聞く活動や、グループでの話し合い、用具を準備したり片付けたりする活動など、児童生徒が運動を行っていない際には、可能な限りマスクを着用します。

また、教員以外の地域の方等を指導者とした授業につきましては、一時的に停止します。

(3) 給食について

給食時は、引き続き、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、大声での会話を控えることに加え、食事後は速やかにマスクを着用します。

(4) 部活動について

以下のとおり、活動を一時的に制限します。

① 部活動への参加者は本校の生徒のみとします。

② 活動場所は、原則校内のみとします。

③ 土曜・日曜・祝日における練習試合（他校との合同練習を含む）は実施しません。

※大会等についても、原則参加を見合わせます。

(5) 保護者の参観等について

緊急事態宣言期間中に予定されている授業参観につきましては、実施を見合わせることとします。実施につきましては、緊急事態宣言解除後に、改めて各学校から連絡いたします。

(6) その他

- ・新入生保護者説明会につきましては、感染症対策を講じ、予定どおり開催いたします。
- ・留守家庭児童会につきましては、さらなる感染症対策を徹底の上、引き続き開会します。
- ・グラウンドや体育館等の学校開放につきましては、利用を停止します。
- ・今後の感染状況により対応を変更する場合は、その都度お知らせいたします。

担 当	学校教育課（ダイヤルイン）
連絡先	075-874-2998